

平成26年度

福島県小・中学校教育課程
研究協議会資料

福島県教育委員会

総 則（小）

1 小学校学習指導要領の改訂の基本方針

今回の改訂は、教育基本法や学校教育法等の規定にのっとり、中央教育審議会答申を踏まえ、次の方針に基づき行った。

(1) 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。

- 変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」である。

（平成8年7月の中央教育審議会答申（「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」））

- 生きる力という理念は、知識基盤社会の時代においてますます重要となっていることから、これを継承し、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を重視している。

このため、総則の「教育課程編成の一般方針」として、引き続き「各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指すこととし、児童の発達の段階を考慮しつつ、知・徳・体の調和のとれた育成を重視することが示された。

- 教育基本法改正により、教育の理念として、新たに、公共の精神を尊ぶこと、環境の保全に寄与すること、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与することが規定されたことなどを踏まえ、内容の充実を行った。

(2) 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。

- 確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力をはぐくむことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する必要がある。

- 各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を充実すること、さらに総合的な学習の時間を中心として行われる、教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題について各教科等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら解決するといった探究活動の質的な充実を図ることなどにより思考力・判断力・表現力等を育成することとしている。

- 各教科等の学習を通じて、その基盤となるのは言語に関する能力であり、国語科のみならず、各教科等において言語に関する能力の育成を重視している。

- 学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、家庭との連携を図りながら、学習習慣を確立することを重視している。

- 以上のような観点から、国語、社会、算数及び理科の授業時数を増加するとともに、高学年に外国語活動を新設した。

(3) 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

- 豊かな心や健やかな体を育成することについては、家庭や地域の実態（教育力の低下）を踏まえ、学校における道徳教育や体育などの充実を重視している。

- 道徳教育については、道徳の時間を要（かなめ）として学校の教育活動全体を通じて行うものであることを明確化した上で、発達の段階に応じた指導内容の重点化や体験活動の推進、道徳教育推進教師（道徳教育の推進を主に担当する教師）を中心に全教師が協力して道徳教育を展開することの明確化、先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなど児童が感動を覚える教材

の開発と活用などにより充実することを示している。

- 体育については、児童が自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切であることから、低・中学年において授業時数を増加し、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことと体力の向上に関する指導の充実を図るとともに、心身の健康の保持増進に関する指導に加え、学校における食育の推進や安全に関する指導を総則に新たに規定するなどの改善を行った。

2 改訂の要点

(1) 学校教育法施行規則改正の要点

- ① 外国語を通じて、児童が積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、言語・文化に対する理解を深めるために、小学校第5・6学年に「外国語活動」を新設することとした。このため、学校教育法施行規則第50条においては、従前は「小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によつて編成するものとする。」と規定していたが、今回の改正においては、これらに外国語活動を加えて編成することとした。
- ② 各学年の年間総授業時数については、従来よりも、第1学年にあつては年間68単位時間、第2学年にあつては70単位時間、第3学年から第6学年にあつては35単位時間増加することとした。また、各学年の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動ごとの授業時数については、各教科における基礎的・基本的な知識・技能の習得やそれらの活用を図る学習活動を充実する観点から、国語、算数、理科等の授業時数を増加する一方、総合的な学習の時間についてはその授業時数を縮減した。
- ③ 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（いわゆる「特区研発」）は、構造改革特別区域制度の一つとして、平成15年度から、内閣総理大臣の認定により、新たな教科の創設など学習指導要領によらない教育課程の編成・実施が可能となる仕組みとして開始された。今回の学校教育法施行規則の改正においては、「構造改革特別区域基本方針」（平成18年4月）を踏まえ、同様の特例措置を内閣総理大臣が認定する手続きを経なくても文部科学大臣の指定により実施することを可能にしたものである（学校教育法施行規則第55条の2）。

なお、あらかじめ文部科学省が示した研究課題等を踏まえて申請を行った学校について、文部科学大臣が学習指導要領によらない教育課程の編成・実施を認め、その実践研究を通して学習指導要領等の改善に資する実証的資料を得るための仕組みとして、昭和51年度から開始されている「研究開発学校制度」（学校教育法施行規則第55条）は、引き続き継続し、その活用を図ることとしている。

(2) 「総則」の改善の要点

① 教育課程編成の一般方針

ア 今回の改訂の趣旨が生かされるよう、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことに努めることとした。また、その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮しなければならないこととした。

イ 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の重要性を強調し、その一層の充実を図るため、引き続き道徳教育の全体の目標を総則において掲げることとし、次の三点の改善を図った。第一に、道徳教育は、道徳の時間を要（かなめ）として学校の教育活動全体を通じて、児童の発達の段階を考慮して行うものであることを明確にした。第二に、改正教育基本法を踏まえ、

道徳教育の目標として、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成することを追加した。第三に、小学校段階の道徳教育においては、発達の段階を踏まえ、道徳性の育成に資する体験活動として集団宿泊活動を追加するとともに、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどを重視することとした。

ウ 体育・健康に関する指導については、新たに学校における食育の推進及び安全に関する指導を加え、発達の段階を考慮して、食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導を、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとした。

② 内容等の取扱いに関する共通的事項

第5・6学年に外国語活動を新設したことに伴い、関連する規定に外国語活動を追加した。

③ 授業時数等の取扱い【学校教育法施行規則第51条関係：別表第1】

年間授業週数については、35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画するとの規定は現行どおりとするが、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、各教科等の授業を特定の期間に行うことができることをより明確に示した。また、各学校においては、地域や学校及び児童の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できることを示した。

これらは、各学校が創意工夫を生かした時間割を編成することができるよう、授業時数の運用の一層の弾力化を図ったものである。

また、総合的な学習の時間において体験活動を行う場合であって、当該学習活動により特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる旨規定した。

④ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

今回の改訂の趣旨が実際の指導において生かされるようにするため、指導計画の作成や教育課程の実施における配慮事項を示した。

ア 児童の言語活動の充実（第4の2の(1)）

今回の改訂においては、言語活動の充実を重視している。このため、配慮事項として、各教科等の指導に当たっては、児童の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実が必要であることを示した。

イ 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視（第4の2の(4)）

各教科等の指導に当たっては、児童が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるように工夫することを示した。

ウ 障害のある児童の指導（第4の2の(7)）

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが重要であることを示した。また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けることを規定した。

エ 情報教育の充実（第4の2の(9)）

小学校における各教科等の指導に当たっては、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実することを示した。

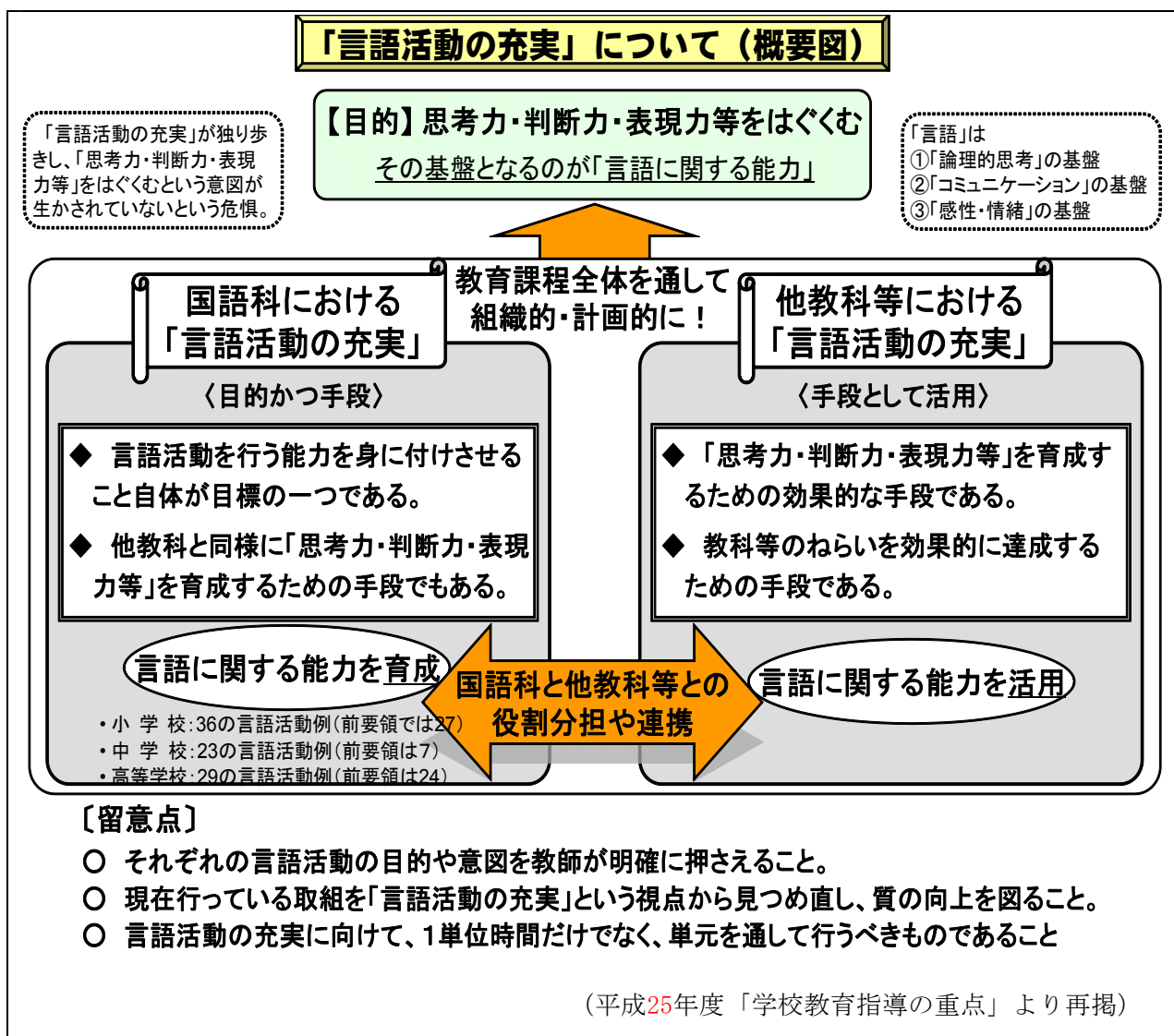
3 言語活動の充実について

(1) 言語活動の充実に向けて

「小学校学習指導要領解説 総則編」（以下「総則編」という。）には、「児童の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実すること。」が示されている。これは、知識・技能を習得するのも、習得した知識・技能を活用し課題を解決するために思考し、判断し、表現するのも、すべて言語によって行われるものであり、学習活動の基盤となるのは言語に関する能力であることを示したものである。また、言語は、論理的思考だけではなくコミュニケーションや感性・情緒の基盤であり、豊かな心をはぐくむ上でも大切なものである。

「総則編」では、「言語に関する能力を育成する中核的な教科」を国語科であるとし、「それぞれの教科についても特質に応じて言語活動を充実」させるとしている。

県教育委員会としては、国語科とその他の各教科等での「言語活動の充実」についての役割や関連について、下の概要図のようにまとめた。



(2) 言語活動の充実に関し、課題として挙げられること

- 指導のねらいと言語活動との関係がはっきりせず、当該教科等のねらいに応じてどのような力が付いたのか不明確な場合がある。

【要因として考えられること】

授業の中に言語活動を位置付けても、指導のねらいの実現に結び付かないといった状況が見られることがある。こうしたことの原因としては、指導目標の把握が不十分であることが挙げられる。

各教科の特質を押さえることで、学習指導要領の目標や内容をよりの確に把握することができるとともに、言語活動をどう位置付けるかについてもとらえやすくなる。

例えば、生活科は、体験活動と表現活動（言語活動）の相互作用が重要なポイントである。体験活動を質的に高めていくためには、単に体験だけを繰り返すのではなく、そこに言語活動を中心とする表現活動を位置付け、相互の関連を図ることがねらいの実現に有効に機能することになる。

- 時間がかかることや、指導のポイントがつかみにくいことなどから、言語活動の位置付けを躊躇してしまう場合がある。

【要因として考えられること】

ややもすると、教え込みに偏る授業スタイルから抜け出せず、言語活動を取り入れること自体を躊躇してしまう場合がある。

各教科等のねらいを確実に実現するためにこそ、言語活動を充実する必要があるのだということを確認する必要がある。

例えば、社会科は、具体的な事実や情報から、徐々に社会的事象の意味など、見えない抽象的なものを考えるようにしていく教科である。そこで「工夫」や「努力」、「協力」や「連携」といった、学習のまとめとして用いる言葉を、教師が与えてしまうのではなく、その言葉の背後にある事実を大切にしながら、子ども自身が具体的につかめるように言語活動を展開することが大切である。

- 学習評価との関係をどうとらえるかが不明確なまま指導がなされる場合がある。

【要因として考えられること】

言語活動の特徴を生かした評価規準の設定や評価方法の工夫改善が必要である。

(3) 言語活動の充実を図る指導上の留意点

「小学校学習指導要領総則 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」

- | |
|--|
| 2 (4) 各教科等の指導に当たっては、児童が 学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。 |
|--|

今回の学習指導要領で新たに規定された。

4 学習評価について

(1) 学習評価の改善に関する内容

① 学習評価の意義・目的

- 児童の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すこと、個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善すること。

② 学習評価の改善に係る基本的な考え

- 学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する目標に準拠した評価を着実に実施すること。
- 新しい学習指導要領の趣旨や改善事項等を学習評価において適切に反映すること。
- 学校や設置者の創意工夫を一層生かすこと。(現場主義を重視した学習評価の推進)

③ 効果的・効率的な学習評価の推進について

- 学習評価を、学習指導の改善や学校における教育課程全体の改善に向けた取組と効果的に結び付け、学習指導に係るPDCAサイクルの中で適切に実施する。
- 学習評価の妥当性、信頼性等を高め、組織的・計画的に学習評価に取り組む。
- 教師の負担感の軽減のため、国等が示す資料を参考にしつつ評価規準や評価方法の一層の共有や教師の力量等の向上を図る。

(平成22年5月 文部科学省「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(※1)、平成22年3月 中央教育審議会「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」に基づき整理)

(2) 評価の観点の設定

① 学習指導要領を踏まえた評価の観点に関する考え方

「関心・意欲・態度」

学校教育法及び学習指導要領の改正等により、主体的に学習に取り組む態度が学力の3つの要素の1つとして示されている。他の観点の資質や能力の定着に関係する重要な要素でもあり、引き続き大切な観点。他の観点同様、目標に照らして「**おおむね満足できる**」状況にあるかどうかの評価を中心とする。

「思考・判断・表現」

従来の「思考・判断」に「表現」を加えて示し、この観点に係る学習評価を言語活動を中心とした表現に係る活動や児童生徒の作品等と一体的に行うことを明確化。

「技能」

各教科において習得すべき技能を児童生徒が身に付けているかどうかを評価。基本的には、これまで「技能・表現」で評価している内容は引き続き「技能」で評価することが適当。(例：算数・数学の式やグラフに表すことなど)

「知識・理解」

各教科において習得すべき知識や重要な概念等を児童生徒が理解しているかどうかを評価。従来の「知識・理解」の趣旨を踏まえた評価を行うことが重要。

② 各教科における評価の観点に関する考え方

上記の整理を基本としつつ教科の特性に応じて観点を設定。

各教科の観点については、国立教育政策研究所教育課程研究センターの資料を参照。

(3) 目標に準拠した評価の着実な実施について

① 目標に準拠した評価の着実な実施において必要なこと

児童一人一人の学習状況をきめ細かに把握し、学習状況に応じた指導の改善を行うことができるようにする（指導と評価の一体化）ためには、次の点が重要となる。

- ◇ 各教科の目標だけでなく、単元や内容項目レベルの指導の目標が整理され、明確になっていること。
- ◇ 児童の学習状況において、どのような状態が学習指導のねらいが実現された状態であるか具体的に想定していること。



② 評価規準の適切な活用

目標に準拠した評価が観点別学習状況の評価として効果的に行われるよう、国立教育政策研究所教育課程研究センターで作成した資料（※2）や福島県版生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集（福島県教育委員会）（※3）を参考にして、各学校において評価規準を設定する。評価規準を設定することで、児童の学習状況の判断が教師の経験や主観に偏らない信頼性の高いものになる。

評価規準

児童が学習指導要領に示す目標を実現した状況を評価の観点別に具体的に示したもの。

③ 各学校における評価規準の設定に際しての参考事項

各教科における評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例（※2参照）

各教科における評価規準に盛り込むべき事項とは・・・

新学習指導要領の各教科の目標、学年（又は分野）の目標及び内容の記述をもとに、学習評価及び指導要録の改善通知（※1）で示されている各教科の評価の観点及び趣旨、学年（又は分野）別の評価の観点の趣旨を踏まえて作成したもの。

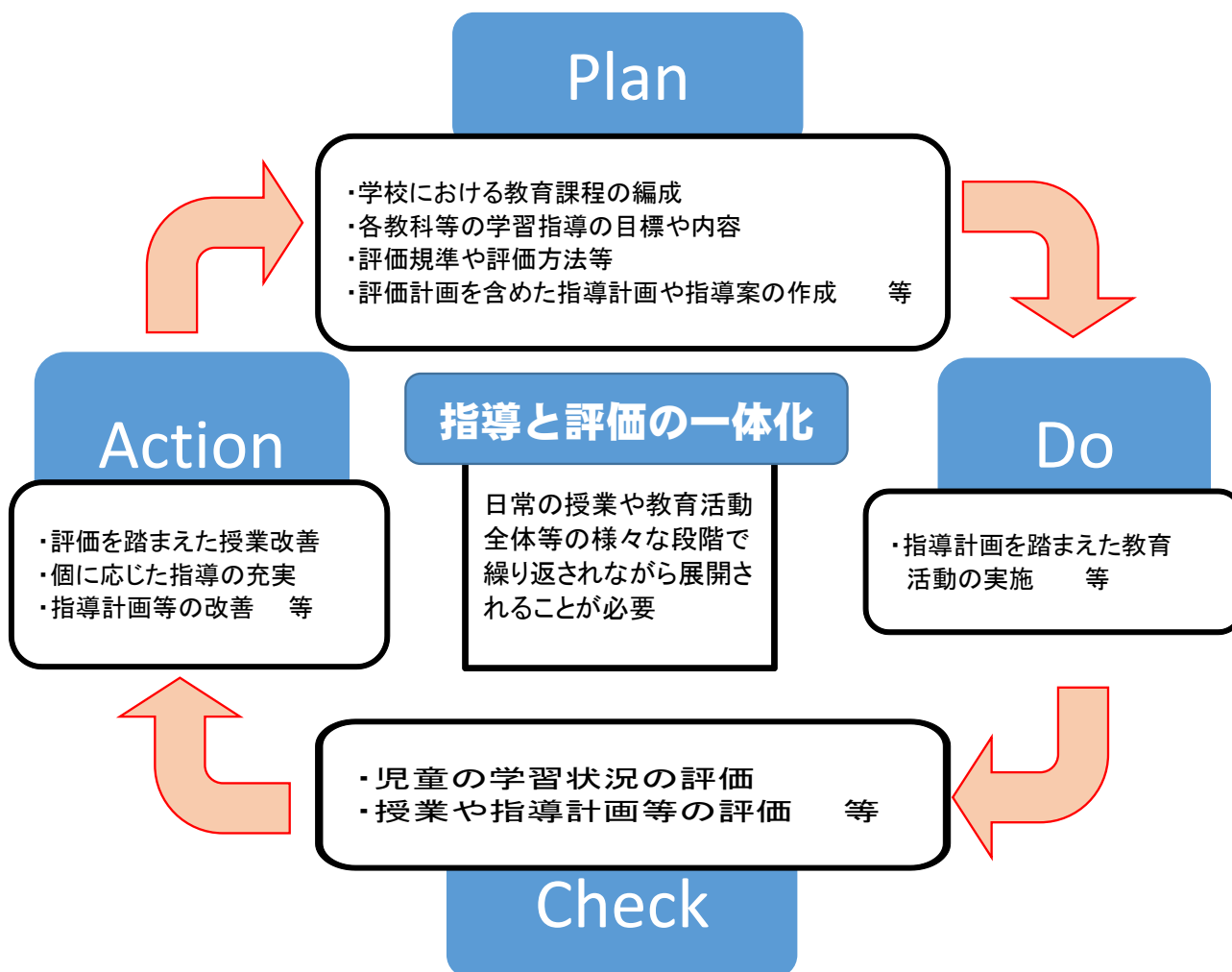
評価規準の設定例とは・・・

各学校において単元や題材ごとの評価規準や学習活動に即した評価規準を設定する際に参考となるよう「**評価規準に盛り込むべき事項**」をより具体化したもの。

評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例は、評価の観点別に「おおむね満足できる」状況を示すものである。

(4) 学習評価を踏まえた教育活動の改善

① 学習指導に係るPDCAサイクルの確立



学習評価を通じて、教師が授業の中で児童生徒の反応を見ながら学習指導の在り方を見直したり、一連の授業の中で個に応じた指導を図る時間を設けたりすることや、学校における教育活動を組織として改善したりしていくこと等が求められる。また、このような学習指導に係るPDCAサイクルは、学校評価全体の枠組みの中で適切に位置付けられ、実施されることが必要である。その際、全国学力・学習状況調査及び福島県学力調査の結果を活用したロングスパンのPDCAサイクルと、定着確認シート等を活用したショートスパンのPDCAサイクルの活用も図っていく。

② 学校の創意工夫を生かす学習評価の推進

学習評価について、各学校における教育の目標や学習指導に当たって重点を置いている事項を、指導要録等においてこれまで以上に反映できるようにするなど、学校の創意工夫を一層生かしていく方向で改善を図っていくことが求められる。

(5) 評価方法等の工夫・改善

観点別学習状況の評価を円滑に実施するに当たっては、適切な評価時期を設定することや学習指導の目標に沿った学習評価を行うこと等が重要である。

① 評価方法の工夫改善

各教科の学習活動の特質、評価の観点や評価規準、評価の場面や児童の発達段階に応じて、観察、対話、ノート、ワークシート、学習カード、作品、レポート、ペーパーテスト、質問紙、面

接などの様々な評価方法の中から、その場面における児童の学習の状況を的確に評価できる方法を選択していくことが必要である。これらの評価方法に加えて、児童による自己評価や児童同士の相互評価を工夫することも考えられる。

評価を適切に行うという点のみでいえば、できるだけ多様な評価を行い、多くの情報を得ることが重要であるが、他方、このことにより評価に追われてしまえば、十分に指導ができなくなるおそれがある。児童の学習状況を適切に評価し、その評価を指導に生かす点に留意し、教師が指導の過程や評価方法を見直して、より効果的な指導が行えるよう指導の在り方について工夫改善を図っていくことが重要である。

② 評価時期の工夫

授業改善のための評価は日常的に行われることが重要である。一方で、指導後の児童の状況を記録するための評価を行う際には、単元等ある程度長い区切りの中で適切に設定した時期において「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価することが求められている。

「関心・意欲・態度」については、表面的な状況のみに着目することにならないよう留意するとともに、教科の特性や学習指導の内容等も踏まえつつ、ある程度長い区切りの中で適切な頻度で「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価するなどの工夫を行うことも重要である。

なお、各学校で年間指導計画を検討する際、それぞれの単元（題材）において、観点別学習状況の評価に係る最適な時期や方法を観点ごとに整理することが重要である。これにより、評価すべき点を見落としがないかを確認するだけでなく、必要以上に評価機会を設けて評価資料の収集・分析に多大な時間を要するような事態を防ぐことができ、各学校において効果的・効率的な学習評価を行うことにつながると考えられる。

③ 学習指導の目標と学習活動の関係

各教科において、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る学習活動と思考力・判断力・表現力等の育成を図る学習活動は相互に関連し合っており、はっきりと分類されるものではない。たとえば、同様の学習活動であっても、教師の指導のねらいに応じ、「知識・理解」や「技能」の評価に用いられることも、「思考・判断・表現」の評価に用いられることもあると考えられる。また、学習指導の目標に照らして実現状況を評価するという目標に準拠した評価の趣旨に沿って、学習活動を通じて子どもたちに身に付けさせようとしている資質や能力を明確にした上で、それに照らして学習評価を行うことが重要である。

④ 効果的・効率的な学習評価の推進

学校や設置者においては、国等が示す評価に関する資料を参考にしつつ、評価規準や評価方法の一層の共有や教師の力量の向上等を図り、学習評価の妥当性、信頼性を高めるとともに、教師の負担感を軽減するための組織的・計画的な学習評価の推進が重要である。

□参考資料□

(※1)

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月11日 文部科学省初等中等教育局長）

(※2) 国立教育政策研究所教育課程研究センター

○ 評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料（小学校編）平成23年11月

○ 総合的な学習の時間における評価方法等の工夫改善のための参考資料（小学校）平成23年11月

掲載先：<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>

(※3) 「福島県版 生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」（平成25年3月 福島県教育委員会）

掲載先：<http://www.gimu.fks.ed.jp/shidou/hyouka.pdf>

（福島県教育委員会ホームページの義務教育課のページ）